

○入札執行調書における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の明記について

令和 4 年 3 月 28 日 3 農振第 2950 号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長あて

このことについて、下記のとおり定め、令和 4 年 4 月 1 日以降の契約に係る工事から適用することとしたので、適切に対応されたい。

記

1 法定福利費の事業主負担額（概算額）の公表

入札及び契約に関する情報等の公表については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について」（平成 13 年 4 月 27 日付け 13 経第 172 号大臣官房経理課長通知）に基づき、担当窓口において閲覧に供するほか、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表を行っているところであるが、法定福利費の事業主負担額（概算額）についても、別紙のとおり記載し公表するものとする。

2 対象工事

営繕工事を除く一般土木工事、ダム工事、施設機械設備工事、鋼橋製作架設工事及び電気通信設備工事（予定価格が 250 万円を超える工事）

3 工事価格に含まれる法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出

（1）一般土木工事及びダム工事

ア 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

イ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

工 種 区 分	割合
ほ場整備工事	5.67%
農用地造成工事	4.53%
舗装工事	3.89%
道路改良工事	3.66%
水路トンネル工事	3.28%
水路工事	5.28%
排水路工事	4.58%
河川工事	3.95%
管水路工事	4.16%
管更生工事	3.49%
畑かん施設工事	3.57%
干拓工事	3.17%
海岸工事	3.41%
コンクリート補修工事	5.19%
ため池工事	4.40%
その他土木工事（１）	3.86%
その他土木工事（２）	4.89%
フィルダム工事	2.29%
コンクリートダム工事	4.16%

ウ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費の事業主負担額（概算額）は、工事価格に上記イの割合を乗じて算出する。

（２）施設機械設備工事

ア 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から製作工事原価、設計技術費、一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

イ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

設 備 区 分	割合
施設機械設備工事	1.49%

ウ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費の事業主負担額（概算額）は、据付工事原価に上記（２）の割合を乗じて算出する。

（３） 鋼橋製作架設工事

ア 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から工場製作原価、一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

イ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる係数

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

設 備 区 分	割 合
鋼橋製作架設工事	2.81%

ウ 法定福利費事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費事業主負担額（概算額）は、工事価格から工場製作原価を除いた額に上記イの割合を乗じて算出する。

（４） 電気通信設備工事

ア 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から製作工事価格、一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

イ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

設 備 区 分	割 合
電気通信設備工事 (その他土木工事（１）を準用)	3.86%

ウ 法定福利費事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費事業主負担額（概算額）は、据付工事価格に上記イの割合を乗じて算出する。

○入札結果の公表促進

入札執行調書（施工体制確認型総合評価落札方式「○○○型」）

件名 ○○事業 ○○工事 立会者 所属
 日時 年 月 日 時 分 官職氏名
 場所 入札室 所属
 執行者 所属 官職氏名

予定価格	¥220,000,000.-										基準評価値（標準点/予定価格（億円））			50.000			
備考	(入札書に記載された金額と比較する価格 ¥200,000,000.-)																
番号	入札業者名	標準点 ①	評価点の内訳				換算 ⑥=⑤/⑤の最大値× 40×⑧/30	加算点 ⑦	施工体制評価点 ⑧	標準点+加算 点+施工体制 評価点 ⑨=①+⑦+⑧	第1回			第2回			適用
			企業評価 ②	技術者評価 ③	施工計画 ④	合計⑤= ②+③+④					金額(円) ⑩	評価値 ⑪=⑨/⑩億円	順位	金額(円) ⑩	評価値 ⑪=⑨/⑩	順位	
1	A建設	100	10	8	8	26	-	-	-	-	辞退	-					
2	B建設	100	3	3	3	9	9/21×40	-	-	-	辞退	-					
3	C建設	100	3	3	3	9	9/21×40×30/30	17.143	30.000	147.143	189,000,000	辞退	(※ 施工体制確認が了している場合)				
4	D建設	100	4	3	0	7	7/21×40	-	-	-	無効	-					
5	E建設	100	7	7	7	21	21/21×40	-	-	-	159,000,000	無効					低入札（ヒア辞退）
6	F建設	100	4	4	6	14	14/21×40×30/30	26.667	30.000	156.667	170,000,000	92.157	1	落札			決定日 ○年 ○月○日
7	G建設	100	4	4	4	12	12/21×40×10/30	7.619	10.000	117.619	155,000,000	75.883	2				低入札
8	H建設	100	3	3	3	9	9/21×40	-	-	-	220,000,000	-					予定価格超過
【記載例の凡例】																	
番号1（A建設）：参加資格確認通知後、入札締切日以前に辞退（入札締切日以前の辞退は、換算値算定の対象外とする。）																	
番号2（B建設）：入札締切後、開札前に、配置予定技術者の問題等により辞退																	
番号3（C建設）：開札後、配置予定技術者の問題等により辞退（施工体制確認を了している場合）																	
番号4（D建設）：入札後、内訳書等の不備により入札を無効とした場合																	
番号5（E建設）：開札後、施工体制ヒアリングに応じなかった場合等で、無効とした場合（低入札の場合は備考欄に「低入札」と明記）																	
番号6（F建設）：落札者																	
番号7（G建設）：調査基準価格未満で加算点を減じた場合																	
番号8（H建設）：予定価格超過																	

(注) 上記金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

調査基準価格	¥168,000,000.- (¥160,000,000.-)
(参考) 予定価格に含まれる法定 福利費概算額※	¥000,000,000.- (税抜き)

※当該法定福利費概算額は、工事価格から○○○を除いた範囲の概算額である。

【積算体系上の区分により○○○を変更する】

- ・一般土木工事及びダム工事の場合：一般管理費等
- ・施設機械設備工事の場合：製作工事原価、設計技術費、一般管理費等
- ・鋼橋製作架設工事の場合：工場製作原価、一般管理費等
- ・電気通信設備工事の場合：製作工事価格、一般管理費等